

令和元年度「子育てに優しい働き方改革応援事業」実施業務委託仕様書

1 委託業務名

令和元年度「子育てに優しい働き方改革応援事業」実施業務委託

2 委託業務の目的

本県における出生数は年々減少しており、平成25年に9,854人であった出生数が平成30年には8,434人(▲1,420人)となっている。また、子育てに関する負担感等を感じる割合は6割程度、「仕事と子育ての両立が難しい」とする割合も上昇傾向であることから、職場における働き方改革に取り組み、子育てに優しい環境づくりを推進することが必要となっている。

このため、「子育てに優しい働き方改革応援事業」(※事業の全体像は別添資料を参照)の一環として、企業等を対象とした子育てに優しい働き方改革に関する研修会の開催や啓発に資するパンフレット作成等を行い、企業等の取組をさらに促進する。

3 業務を委託する期間

契約日から令和2年2月29日まで

4 委託料

2,972千円(消費税及び地方消費税を含む(10%で計上))を上限とする。

5 業務概要

(1) 研修会の開催

以下の日程等に沿って提案すること。

- ①日時 令和元年9月4日(水)
- ②場所 宮崎市民プラザ(会場料は37,000円で積算)
- ③定員 200名程度(会場は500名収容)
- ④時間 午後2時15分から2時間程度
- ⑤内容 職場における働き方改革を推進する機運の醸成に資する内容とする

(実施例)

- 講演
 - ・企業の働き方改革等に明るい専門家による講演
- 県内企業等の事例発表等(パネルディスカッションも可)
 - ・事例発表を行う企業等については、契約後に県と協議すること
- 県事業説明(10分程度、必須)
 - ・こども政策課職員が対応

⑥その他

- ・午後1時30分から午後2時15分までは、未来みやざき子育て県民運動推進協議会の総会で使用する。
- ・会場は午前9時から午後5時まで予約済。
- ・参加者からの費用は徴収しない。

(2) パンフレットの作成

①掲載内容

「子育てに優しい働き方改革応援事業」を周知する内容とするとともに、子育てに優しい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業等の紹介を盛り込んだものとする。

②作成部数

10,000部

6 委託業務の内容

「子育てに優しい働き方改革応援事業」に係る下記の業務を行うこと。

(1) 研修会の開催

- ① 講師等の提案、手配、講師との連絡調整、経費の支払等を行うこと。
- ② 研修内容の企画、提案、会場手配、事前申込受付、看板、資材の手配を行うこと。
- ③ 参加者の募集、参加者との連絡調整を行うこと。また、募集に際しては、県と協力して未来みやぎき子育て県民運動会員企業等への周知を行うこと。
- ④ 参加者の募集のため、各種広報を実施すること（研修会の開催案内チラシ10,000部の作成を含む）。
- ⑤ 当日の会場準備及び運営・進行を行うこと（午後1時30分から午後2時15分までの未来みやぎき子育て県民運動推進協議会総会の進行を含む。）。
- ⑥ 参加者アンケートの実施・集計を含む開催記録を作成すること。
- ⑦ その他、上記業務に関し、必要な業務を行うこと。

(2) パンフレットの作成

県と協議して掲載内容の検討し、その作成を行うこと。

7 業務遂行上の注意事項

- (1) 委託業務の遂行に関し、必要な能力と経験を有する業務責任者を定めること。
また、業務遂行体制及び業務実施計画を明らかにすること。
- (2) 業務の内容を精査し、効率的な業務の遂行に努めること。
- (3) 委託業務の遂行にあたり疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、県と十分協議を行うこと。
- (4) 本件業務にかかる経理処理については、他の経理と明確に区分した会計帳簿を備え、その支出内容を証明する証拠書類を整備するとともに、事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。
- (5) 委託業務の実施に当たっては、業務従事者はもとより、県民やサービス利用者等の第三者から事業執行や予算執行又は業務従事者の勤務態度に関して、いささかも批判を受けることのないよう十分配慮するとともに、万一批判やトラブルが発生したときは、速やかに問題の解決を図ること。

子育てに優しい働き方改革応援事業

県

- 研修会や個別訪問による子育てに優しい職場づくりの啓発
- 子育て支援の実施を検討している企業等への個別相談対応
- 取組を実施した企業等への補助

(補助の内容)

【育児休業等取得促進: 上限額100千円、定額補助】

- (対象事業) 従業員に対する育児休業給付金の上乗せ制度、孫育て休暇制度などの導入
- (対象経費) 就業規則等の改正に要する経費

【家事・育児支援: 上限額100千円、定額補助】

- (対象事業) 従業員に対する家事代行サービス利用支援、男性向け育児講座などの取組
- (対象経費) 取組の実施に要する経費

【その他: 上限額300千円、定額補助】

- (対象事業) 企業等からの提案による先駆性の高い取組
- (対象経費) 取組の実施に要する経費

- 事業を活用した企業等を紹介し幅広く展開
→ 県HPや県政番組、新聞、研修会でのPRなど



研修会の実施・
個別相談対応

補助金
申請・交付



県内企業等

- 企業等の実情に合う従業員向け子育て支援の実施



育児休業給付金の
上乗せ制度の導入



働く祖父母が孫育てをする
休暇制度の導入



家事代行サービス利用
の支援

- 職場における子育て環境の改善による従業員の幸福度や満足度の向上
- 企業イメージの向上による安定的な人材確保

